



不妊治療の旅費・宿泊費の助成について



★ 令和4年度から喜界町は、保険適用による『特定不妊治療（体外受精・顕微授精・凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの）』を受けた夫婦を対象に交通費・宿泊費の助成を実施しています。

★ 対象者 ★

喜界町に居住し、住民登録をしている夫婦（法律上の婚姻している）、保険適用による特定不妊治療を受けた夫婦（治療開始時において女性の年齢が43歳未満であること）

★ 助成内容 ★

＜ 旅 費 ＞

1回の治療期間につき、喜界町から保険適用による特定不妊治療を行う医療機関までの往復分の交通費と、宿泊費を支給します。

1. 交通費：喜界町 → 鹿児島県内の保険適用による特定不妊治療を行う医療機関までの所在地までの交通費（9往復分・飛行機又船・バス賃）
2. 宿泊費：1泊5,000円上限で、15泊以内

★ 申請について ★

- 1) 必要書類等
 - ア) 特定不妊治療受診等証明書
 - イ) 交通費・宿泊費の領収書
 - ウ) 医療機関の受診履歴が分かる領収書等
 - エ) 通帳のコピー（振込先確認の為）

